られる者を除く。）等（当該事業主に雇用されていた者以外の者にあつては、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者等（地域雇用開発コース奨励金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）に紹介されたものに限る。）を継続して雇用する労働者として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

イ・ロ　（略）

四～七　（略）

2～4　（略）

（女性労働基準規則の一部改正）

第五条　女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（雇用環境・均等局調査員）	（雇用均等・児童家庭局調査員）
第四条　法第百条第三項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用環境・均等局調査員という。	**第四条**　法第百条第三項に規定する女性主管局長及びその指定する所属の職員を雇用均等・児童家庭局調査員という。
2　雇用環境・均等局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。	2　雇用均等・児童家庭局調査員の携帯すべき証票は、別記様式による。

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第六条　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（参事官） **第三条**　厚生年金保険法施行令第三条の十三第一号の厚生労働省令で定める参事官は、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画する者とする。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第七条　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る）	（参事官） **第三条**　国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める参事官は、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画する者とする。